

相続人代表者指定届 兼 固定資産現所有者申告書 (変更届)

年 月 日

(宛先) 四街道市長

(届出人) (※相続人:現所有者の代表者と異なる場合に記入)
 住 (居) 所
 (所在地)
 氏 名 (ふりがな)
 (名 称)
 法人番号 (法人のみ)
 生 年 月 日
 電 話 番 号

【相続人代表者指定届と現所有者申告を兼ねる場合は両方に、現所有者申告のみの場合は下のみ☑をしてください。】

被相続人の市税等に係る徴収金の賦課徴収 (滞納処分を除く。) 及び還付に関する書類を受領する代表者を下記のとおり指定したので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

四街道市税条例第74条の3の規定により、地方税法第384条の3に規定する固定資産の現所有者として、下記のとおり申告します。

記

1. 固定資産課税台帳上の所有者 (被相続人)

被 相 続 人	ふりがな		死 亡 年月日	年 月 日		
	氏 名					
	本 籍 地					
	住 (居) 所	〒				

2. 相続人代表者 (現所有者のうち代表となる者)

相 続 人 ・ 現 所 有 者 の 代 表 者	ふりがな		生 年 月 日	年 月 日		
	氏 名 (名 称)					
	個人番号 法人番号		被相続人 との続柄		相続分	/
	住 (居) 所 (所在地)	〒 電話番号 ()				

- (1) この書類により、不動産登記が行われるまでの間は、納税通知書等の固定資産税に関する書類を「相続人代表者 (現所有者のうち代表となる者)」に送付します。
- (2) この申告書は、固定資産税等の納税に関するものであり、実際の相続に影響しません。
不動産登記の名義を変更するには、別途法務局で登記申請する必要があります。
- (3) 氏名、住所、生年月日を正確に記載した場合は、個人番号の記入を省略できます。

(裏面へつづく)

3. 相続人代表者以外の相続人（代表者以外の現所有者）

代表者以外の相続人・現所有者	ふりがな		生 年	年 月 日		
	氏 名 (名 称)		月 日			
	法人番号 (法人の場合のみ)		被相続人 との続柄	相続分	/	
	住(居)所 (所在地)	〒 電話番号 ()				
	ふりがな		生 年	年 月 日		
	氏 名 (名 称)		月 日			
	法人番号 (法人の場合のみ)		被相続人 との続柄	相続分	/	
	住(居)所 (所在地)	〒 電話番号 ()				
	ふりがな		生 年	年 月 日		
	氏 名 (名 称)		月 日			
	法人番号 (法人の場合のみ)		被相続人 との続柄	相続分	/	
	住(居)所 (所在地)	〒 電話番号 ()				

- (1) 相続人等（現所有者）が2人以上いる場合は、すべての現所有者が連帯して納税義務を有することになります。
- (2) 記入欄が足りない場合は、任意の別紙を添付してください。
- (3) 相続人・現所有者の署名が困難な場合は、本人の承諾を得て代筆することができます。
 （注意：万一、記載内容について紛争等が生じた場合、四街道市では一切関与いたしません。）

[提出時の確認・添付書類等について]

提出時の 確認・ 添付書類	<p>1. 本申告書の提出の際には、相続人・現所有者の代表者の方の本人確認書類を添付または提示してください。（届出人の方が代表者と異なる場合は、併せて届出人の方の本人確認書類の提示をお願いします。）郵送の場合は写しを同封してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等） ※郵送にてマイナンバーカードの写しを同封する場合、住所・氏名・生年月日が確認できれば、<u>個人番号が分かる部分は黒で塗りつぶしてください。</u> <p>2. 戸籍の全部事項証明書（謄本）の写し（被相続人の出生から死亡まで確認できるもの） 相続人・現所有者の代表者の住民票の写し（市外在住の場合） ※添付は任意ですが、提出がない場合は、四街道市で戸籍等の調査を行います。</p> <p>3. 該当がある場合、次の書類を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①法定相続人以外が代表者となる場合・・・公正証書遺言書等の写し ②相続放棄している場合・・・・・・・・・・「相続放棄申述受理通知書」または「相続放棄申述受理証明書」の写し
相続登記 について	<input type="checkbox"/> 相続登記済み（ 年 月 日） <input type="checkbox"/> 相続登記予定（ 年 月 日頃までに） <input type="checkbox"/> 当面は相続登記予定なし <input type="checkbox"/> 相続放棄予定
備 考	※代表者を変更する場合は、前代表者名を記入してください。

- (1) 相続放棄をする場合は、管轄の家庭裁判所へお問い合わせください。
- (2) 法定相続人以外が現所有者になる場合には、遺言書等の写しを必ず添付してください。